

群馬県通正化通信 No.163号(令和4年3月)

労働関係法令の改正に伴う時間管理について

運送業界における長時間労働やドライバー不足の常態化が深刻な中で、2018年6月に働き方改革関連法が成立し、トラックドライバーに対しても罰則付き時間外労働の上限規制が適用されます。

既に、自動車運転業務以外の一般則では2019年4月1日から順次施行されていますが、自動車運転業務に従事する者についても、2024年4月1日からは年960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなります。また、時間外の上限規制と同様に「改善基準告示」についても改正に向けた見直しが進められ、2022年12月を目処に公示される予定となっています。

これらの状況を踏まえ、巡回指導時にも事業者の皆様に「乗務割」や「拘束時間管理表」等による個々に対する労働時間等の適正な把握、管理をお願いしています。既に時間管理を行っている事業者の皆様もいらっしゃると思いますが、まだ行っていない場合には、従業員ごとの1日、月間、年間の「拘束時間」、「運転時間」、「休憩時間」、「休息期間」等について、管理を始めるようお願いします。

時間管理を行うことにより、出勤日数や超過勤務時間等が多い運転者に対し、配車の見直し等を行うことにより労働時間等の偏りを平準化し、既定時間を超えないよう管理することに活用できます。

2024年まで残り僅か2年です。各事業者における運行状況を踏まえると“対応は難しい！”と思われるかもしれません。今すぐの調整は難しいかもしれません、この2年間で各事業者における時間管理体制の構築、発荷主・着荷主との交渉を含めた労働環境の改善など、法令遵守に向けた管理の徹底をお願いします。

【労働関係法令の主な改正点】

労 働 基 準 法	法令改正	施行日		罰 則
		大企業	中小企業	
時間外労働の上限規制	【一般則】 年720時間の適用 (36条)	2019年4月1日 (平成31年)	2020年4月1日 (令和2年)	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	【自動車運転業務】 年960時間の適用 (36条)		2024年4月1日 (令和6年)	
	月60時間超の時間外割増賃金率の引上 (25%→50%) の中小企業への適用 (37条、138条関係)	※2010年4月1日 (平成22年) から 適用済	2023年4月1日 (令和5年)	
	年5日の年次有給休暇の取得義務付け (39条)		2019年4月1日 (平成31年)	30万円 以下の罰金

【参考様式：（一社）群馬県トラック協会HP→帳票類に掲載】

乗務割表 (年 月)

氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
1	拘束時間 (累計)																																
	運転時間 (累計)																																
2	拘束時間 (累計)																																
	運転時間 (累計)																																
3	拘束時間 (累計)																																
	運転時間 (累計)																																
4	拘束時間 (累計)																																
	運転時間 (累計)																																
5	拘束時間 (累計)																																
	運転時間 (累計)																																

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821